

令和5年10月19日

稲美町長 中山 哲郎 様

稲美町上下水道事業運営委員会
委員長 竹川 宏子

稲美町における水道料金について(答申)

令和4年11月18日付、稲水管第67号で諮問のあった標記の件について審議した結果、本委員会の意見をまとめましたのでここに答申します。

稲美町における水道料金について
答 申 書

令和5年10月19日

稲美町上下水道事業運営委員会

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 答申 | 2 |
| 1. 経営方針について | 2 |
| 2. 水道料金の改定について | 3 |
| 3. 水道料金体系の見直しについて | 4 |
| 4. 附帯意見 | 7 |
| おわりに | 8 |
| 【別紙1】 諮問書 | 9 |
| 【別紙2】 稲美町上下水道事業運営委員会規程 | 10 |
| 【別紙3】 稲美町上下水道事業運営委員会委員名簿 | 12 |
| 【別紙4】 稲美町上下水道事業運営委員会開催状況 | 13 |

はじめに

水道事業は、人口減少に伴う水需要の低下が予想される中、老朽化した施設の更新や耐震化が必要となっています。

こうした背景の中、稲美町では、安心・安全で安定した水道水の供給を継続していくため、水道事業が取り組むべき中長期的な経営の基本計画である『稲美町水道事業経営戦略』を平成29年10月に策定し、令和3年3月に改定しました。

稲美町上下水道事業運営委員会は、『稲美町水道事業経営戦略』に掲げる持続的な水道事業運営のため、令和4年11月18日付け稲水管第67号「稲美町における水道料金について(諮問)」に基づき、財政収支均衡や水道事業運営の効率化及び経営健全化の観点から会議を4回開催し、慎重に審議を行いました。

住民生活への影響を十分配慮しつつ料金改定について審議を重ね、この度、これまでの審議結果について、取りまとめができましたので、答申いたします。

答申

稲美町の水道事業は、住民が安心して、水を安定的に継続して利用できるよう、厳しい経営環境のもと、これまで業務の委託化や職員の削減などの経営の効率化に積極的に取り組みつつ、また水源の整備や耐震補強工事にも取り組んできました。

今後、特に配水場及び老朽管路の更新費用の増加と人口減少による水道料金収入の減少が見込まれることから、本委員会では、物価高騰や人口減少の影響を踏まえた今後の収支計画について検討しました。

これらの結果、現在の料金水準のままでは収益的収支は、早ければ令和 10 年度において支出超過に転じ、さらには令和 13 年度には資金残高が枯渇する見込みとなりました。このままでは、健全な経営を阻害し、ひいては安定した給水にも支障を及ぼすこととなります。このため、資金残高を確保し、収支均衡を図ることを目的とした財政シミュレーションを行い、令和 6 年度に 20%程度の料金改定が必要になると試算されました。

上記を踏まえ、水道料金改定について検討した結果、今後の経営環境や収支見通しから、給水収益を確保するための水道料金の引き上げが必要であると判断しました。

料金改定は平成 8 年度以来、約 30 年ぶりとなるため、使用者間の負担の公平性や、一部の使用者の改定率が激変することのないよう配慮する必要があります。

今後、水道事業経営の基盤強化のため、一層の経営の効率化を検討した上で、次の経営方針をもって水道事業を運営していただきたいと思います。

1. 経営方針について

『稲美町水道事業経営戦略』では、今後の経営方針として以下の項目が掲げられています。

(1) 安全・安心な水道水の供給

- ・安全でおいしい水を供給できるよう、水質管理を強化し、水源の整備を行う。
- ・将来にわたって安定供給できるように応急給水体制を確保し、専門職員の確保・育成に向けた取り組みを実施する。
- ・水質に影響を及ぼす鉛製給水管の布設替を行う。

(2) 経営基盤の強化

- ・委託業務の精査等により、固定費を削減する。
- ・ICT(情報通信技術)の活用とお客様サービスを充実させる。
- ・資金調達と資金管理について、企業債発行の際は有利な資金調達方法を検討し償還金及び利息負担の軽減、保有資金のきめ細やかな運用による利息収入の確保に努める。
- ・料金改定及び料金体系の見直しの検討を行う(詳細は、「2. 水道料金の改定について」と「3. 水道料金体系の見直しについて」を参照)。

(3) 投資の適正化

- ・将来の給水量に見合った施設性能に合理化するとともに、現在の施設の長寿命化を行う。
- ・老朽管については適切な時期に更新を行い、耐震化を促進する。

2. 水道料金の改定について

(1) 料金改定時期

料金改定を実施しなかった場合、令和10年度以降は損益赤字となり、令和13年度の時点で資金不足となる可能性があります。

料金改定時期を遅らせ、損益赤字となる令和10年度の直前で料金改定を行った場合、より大幅な料金改定が必要となるため、できるだけ早いタイミングで改定を行い、また、段階的に改定することが望ましいと考えます。

また、料金改定を実施する場合、議会承認などの手続きが必要であり、その後、住民への周知やシステム改修に要する期間等を確保する必要があります。

そのため、料金改定の時期は、令和6年4月に実施することも考えられますが、物価高騰の影響、また西部配水場の更新工事が計画よりも1年延期されていることに鑑み、令和7年4月を基本として検討していくことが妥当と考えます。

(2) 料金改定率

令和14年度(令和5年度から10年間)までの損益黒字、資金残高を確保するためには、現状から20%程度の料金改定が必要となることが試算により判明しました(令和6年4月に料金改定をした場合)。ただし、この場合でも令和

15年度には資金不足に陥る可能性があります。

一方、昨今の燃料費等物価高騰の状況に鑑み、今後の段階的な改定も見据えた上で、現実的には15%程度の改定が妥当と考えます。ただし、この場合でも、令和15年度以降で損益赤字、令和14年度の時点で資金不足に陥る可能性があるため、令和11年度を目途に再度料金改定を検討する必要があります。

なお、令和5年度から令和14年度の10年間における財政シミュレーションでは、以下の事項を考慮して検討しています。

- ・実績に即した将来予測の有収水量の見直し
- ・最新の将来見込に基づく更新投資の反映
- ・将来の物価高騰等の影響の反映

3. 水道料金体系の見直しについて

(1) 基本的事項

現行の料金体系は、基本料金と従量料金からなる二部料金制を採用し、口径別に異なる料金設定とし、従量料金は、使用水量に応じて単価が逡増する逡増型を採用しています。

また、口径13・20mm(一般家庭向け)の使用者には、基本水量20m³(2か月)を設定しています。

(2) 基本料金・従量料金の割合

経営の安定化を図るには、基本料金割合を増加させる料金体系が望ましいと考えられます。

ただし、基本料金割合を増加させると現状の基本料金を大幅に増額する必要があるため、使用者への影響も考慮する必要があります。

そこで、現状より基本料金割合を引き上げること(経営の安定化)、料金改定による使用者間負担に大きな差が生じないこと(使用者への公平性)の双方を考慮したうえで、料金体系を検討することが妥当と考えます。

(3) 基本料金

経営の安定化のためには、上述の通り基本料金割合を引き上げる必要がありますが、使用者に過度な負担とならないように設定する必要があります。

そこで、全体の料金改定を一律15%改定とすることで、基本料金割合の維

持を図ることが妥当と考えます。

(4) 基本水量の設定

基本水量は、公衆衛生上の観点から水利用を促すという当初の役割を一定終えていると考えられており、「水道料金算定要領」では基本水量を付与しない料金体系が原則とされています。

ただし、「水道料金算定要領」において、「基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとし、経過的に存置することはやむを得ない。」とされており、また基本水量以下の使用者の件数が増加している稲美町の現状や、基本水量を設定しないことで使用者間負担に差が生じることから、今回の料金改定では基本水量の見直しは実施しないことが妥当と考えます。

(5) 従量料金・逡増度

従量料金は使用量に応じて回収するものであり、負担の公平性から見ると「水道料金算定要領」にもあるとおり一律単価とすることが考えられます。

現状は、逡増型従量料金となっており、仮に従量料金単価を一律とすると、使用量の少ない水量区画の従量料金単価を大幅に引き上げる必要があり、少量使用者の負担が大きくなります。

そこで、従量料金は、引き続き、逡増型の料金体系とし、改定後の負担に差が出ないようにするために、基本料金と同様に、現行より 15%引き上げることが妥当と考えます。

(6) 料金表

これらを踏まえ、料金表については次のとおりとすることが妥当と考えます。

■ 新料金表案（一律15%改定）

| 水道料金（2ヶ月当たり、税抜） | | | | | | | | |
|-----------------|-----------------|---------------------------|---|---|--|---|---|-------------------------|
| 口径 (mm) | 基本料金 (円/2ヶ月) | 従量料金単価（円/m ³ ） | | | | | | |
| | | 20m ³ 以下 | 21m ³ ～ 40m ³ | 41m ³ ～ 60m ³ | 61m ³ ～ 100m ³ | 101m ³ ～ 200m ³ | 201m ³ ～ 600m ³ | 601m ³ 以上 |
| 13・20 | 2,300 | 0 | 178 | 207 | 230 | 230 | 230 | 230 |
| 25 | 4,600 | 178 | 178 | 178 | 207 | 207 | 230 | 230 |
| 30 | 8,050 | 178 | 178 | 178 | 207 | 207 | 230 | 230 |
| 40 | 14,260 | 178 | 178 | 178 | 207 | 207 | 230 | 230 |
| 50 | 25,990 | 178 | 178 | 178 | 178 | 207 | 207 | 230 |
| 75 | 75,670 | 178 | 178 | 178 | 178 | 207 | 207 | 230 |
| 100 | 158,930 | 178 | 178 | 178 | 178 | 207 | 207 | 230 |

■ 料金表（現行）※参考

| 水道料金（2ヶ月当たり、税抜） | | | | | | | | |
|-----------------|-----------------|---------------------------|---|---|--|---|---|-------------------------|
| 口径 (mm) | 基本料金 (円/2ヶ月) | 従量料金単価（円/m ³ ） | | | | | | |
| | | 20m ³ 以下 | 21m ³ ～ 40m ³ | 41m ³ ～ 60m ³ | 61m ³ ～ 100m ³ | 101m ³ ～ 200m ³ | 201m ³ ～ 600m ³ | 601m ³ 以上 |
| 13・20 | 2,000 | 0 | 155 | 180 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| 25 | 4,000 | 155 | 155 | 155 | 180 | 180 | 200 | 200 |
| 30 | 7,000 | 155 | 155 | 155 | 180 | 180 | 200 | 200 |
| 40 | 12,400 | 155 | 155 | 155 | 180 | 180 | 200 | 200 |
| 50 | 22,600 | 155 | 155 | 155 | 155 | 180 | 180 | 200 |
| 75 | 65,800 | 155 | 155 | 155 | 155 | 180 | 180 | 200 |
| 100 | 138,200 | 155 | 155 | 155 | 155 | 180 | 180 | 200 |

4. 附帯意見

(1) 継続的な投資・経営の効率化の取り組み

「稲美町水道事業経営戦略(令和3年3月改定)」では、稲美町水道事業の基本的理念及びその基本的理念を実現するための実施方策を掲げ、持続的な水道事業経営を実現するための具体的な取組を示しています。

これらの取組については継続的な実施と更なる効率化・健全化が望まれるため、絶えず計画内容等の見直しを行い、一層のコスト縮減が図られるよう努めることを提言します。

(2) 料金改定等に関する利用者への広報活動

実質的な料金改定は、平成8年度以来となることから、まずは、使用者にその料金改定の必要性を十分に理解してもらえるように説明する必要があると考えます。また、料金改定の内容についても、使用者に分かりやすく情報提供するように、周知方法や時期等については十分配慮する必要があります。

そのため、町ホームページや広報紙などのあらゆる媒体を活用した広報活動を行い、可能な限り使用者に理解いただくよう努めることを提言します。

(3) 今後の水道料金の検討について

水道料金は、住民生活に直結したものであり、その影響は大きいと考えます。

全国的に人口減少や節水機器の普及等による水需要の減少が想定される状況や、絶えず施設等の更新が必要な状況を踏まえると、水道事業の安定した経営を行う上では、水道料金の適時適切な検討や見直しが必要であると考えます。

以上のことから、料金改定から5年後程度を目安に、その時代にあった水道料金について検討することを提言します。

また、料金改定により特に影響を受ける生活困窮者等に対する支援について、別途福祉施策等を検討するよう提言します。

おわりに

今回、「稲美町における水道料金について」の諮問を受け、これまで審議してきた結果を答申としてまとめました。

答申した新料金表案については、約 30 年ぶりの料金改定ということもあり、使用者の急激な負担増にならないことに配慮したものとなっており、基本水量のあり方や従量料金単価のあり方については、将来的な料金体系の見直しを検討する際の課題として挙げています。

今後、社会情勢や経営環境が想定以上に変化することも考えられることから、料金体系のあり方については、その時代にあったものとなるよう継続的な検討が必要であると考えます。

【別紙1】 諮問書

稲水管第67号

令和4年11月18日

稲美町上下水道事業運営委員会 委員長 様

稲美町長 中山 哲 郎



稲美町における水道料金について(諮問)

みだしのことについて、稲美町上下水道事業運営委員会規程(稲美町上下水道事業管理規程第2号)第2条の規定により、貴委員会に対し、下記のとおり諮問します。

記

1. 諮問事項

稲美町における水道料金について

2. 諮問の趣旨

水道事業において、全国的に保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う給水収益の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、将来にわたり安心・安全なおいしい水道水の安定供給を維持していくために、健全な財政運営及び計画的な設備更新事業の実施が求められています。

このような状況から、本町においても、令和3年3月に中期的な経営の基本計画である「稲美町水道事業経営戦略」を策定したところです。

その中で、今後の設備の更新需要等を見据え、水道事業収益の根幹である給水収益の適正な水準を確保するために、水道料金の改定を実施することとしています。

本町の事業の運営状況や課題等を踏まえたうえで、水道事業の健全で持続性がある経営の確立に向けて水道料金の水準について検討し、また、経営環境の変化に対応した料金体系案を作成する必要があります。

つきましては、将来にわたり水道事業の健全な経営を図るため、水道料金のあり方について、貴委員会の意見を賜りたく諮問します。

【別紙 2】

稲美町上下水道事業管理規程第 2 号

稲美町上下水道事業運営委員会規程

(設置)

第 1 条 水道事業及び下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。) (以下「上下水道事業」という。)の適正かつ効率的な運営を図るため、稲美町上下水道事業運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、上下水道事業の管理者の権限を行う町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 水道料金に関する事。
- (2) 下水道使用料に関する事。
- (3) 農業集落排水施設使用料に関する事。
- (4) 下水道事業受益者負担金に関する事。
- (5) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道又は公共下水道若しくは農業集落排水処理施設の使用者等
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議の終了をもって満了する。

(会長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって開催する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会議において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域整備部において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この規程の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

【別紙3】 稲美町上下水道事業運営委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

| | 職 | 氏名 | 所属等 |
|-----------|--------------|----------------------|------------------------------|
| 学識 経験者 | 大学教授 | ◎ 竹川 宏子 | 兵庫大学 現代ビジネス学部教授 |
| 使用者の代表 | 商工会 | 古谷 久代 | 古谷産業株式会社 |
| | 自治会長 | ○ 桃宇 吉高 | 稲美町自治会長会連合会 会長 国岡自治会 自治会長 |
| | 民生委員 児童委員 | 大前 勝彦 (令和4年11月まで) | 稲美町民生委員児童委員協議会 会長 |
| | | 勝樂 義嗣 (令和5年1月から) | 稲美町民生委員児童委員協議会 副会長 |
| | シニアクラブ | 政平 季和 | 稲美町シニアクラブ連合会 会計 |
| | 子育て サークル | 小間 紗奈江 | いなみっこ広場子育てねっと 副会長 |

◎は委員長、○は職務代理者

【別紙 4】 稲美町上下水道事業運営委員会開催状況

| 区分 | 開催日時・場所 | 主な議事 |
|-----|---------------------------------------|--|
| 第1回 | 令和4年11月18日(金) 13:30～ 稲美町役場 305 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の公開について ・稲美町の水道事業の現状と課題 |
| 第2回 | 令和5年1月31日(火) 13:30～ 稲美町役場 303 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・財政シミュレーションについて ・水道料金の改定及び料金体系の検討について |
| 第3回 | 令和5年4月27日(木) 13:30～ 稲美町役場 301 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・料金改定率について ・料金改定時期について |
| 第4回 | 令和5年9月21日(木) 10:00～ 稲美町役場 301 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・答申書(案)について |
| 答申 | 令和5年10月19日(木) 提出 | <ul style="list-style-type: none"> ・稲美町における水道料金について(答申) |